

II 記念講演会

**IFRS に収斂しつつある国際情勢と  
日本の会計基準**

山田辰己

国際会計基準審議会理事

## はじめに

ただいまご紹介にあずかりました国際会計基準審議会（IASB）の山田でございます。今日は時間も1時間15分ということですので、最近の流れを中心にかいつまんでお話しさせていただきたいと思っております。会計基準をめぐるこの2、3か月の動きには、たいへん大きなものがございます。われわれでも驚くくらいの動きが起こっておりますので、最新の状況を皆様にお話し申し上げて、それと同時に日本の会計基準の今後のあり方、先程、八田先生のご紹介の際に、日本基準の廃止という言葉が出ましたけれども、それも含めて今後の日本の会計のあり方について、私が日ごろ国際的な場で動きながら感じていることをお話しさせていただきたいと思っております。

早速ですが、レジュメでは今回2つテーマをあげております。1つはIASBの組織、もうすでに皆様ご存知のとおりだと思いますが、改めて、時間はあまり使いませんが、組織についてご説明申し上げます。次に、今日の中心テーマであります会計基準統合化の動き、特に、これまでIASB、財務会計基準審議会（FASB）を中心としてコンバージェンスを進めてきましたが、その一角のFASBが今、存続の危機に瀕しているという状況、すなわち、なぜFASBが今後存続し得なくなる可能性があるかということも含めてお話ししたいと思います。

## IASB 関連組織

では早速、2頁にいただきまして、IASBの組織は、すでにご承知のように4つあるわけですが、1つは国際会計基準委員会財団（IASCF）という財団の下に評

議員会、われわれ基準を作るIASB、IASBに対する助言機能をもっている基準諮問会議（SAC）、それから解釈指針を出す国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）がございません。このそれぞれについて簡単にご説明しますと、評議員会、現在、評議員会はIASB活動資金の調達、それからIASB以外のメンバーを含めた各種組織のメンバーの選任、それとIASB活動の監督を行います。最近では監督機能というところに非常に重点がおかれています。特に欧州委員会（EC）というか欧州連合（EU）が、IASBができた当初は、EUは、2005年から国際財務報告基準（IFRS）を採用するというのをまだ決めていなかったわけですが、それを決める中で、IASBはロンドンにあるので、かなり影響力を行使できるであろうと思っていたようなのですが、実際のIASBのこの7年間の活動を見ると、EUが思うほど、われわれはEUに迎合した基準を作っていないということから、今、ECとの間のテンションが非常に高くなってます。そのため、日本の学者の中にもわれわれの活動を評して、ヨーロッパのための会計基準設定主体ではないかと批判される方がいらっしゃるんですが、そう見られるくらいの政治的なエネルギーを使われています。われわれがEUにとって好ましくない基準を作るものですから、EUでは、デュー・プロセスを付加して、これを阻止しようとしています。このような結果、われわれがデュー・プロセスをきっちり守っているかに対する評議員会による監視の強化ですとか、今度、企業結合の会計基準がもうすぐ公表されますけれども、これと同時にフィードバック・ステートメントという新しいステートメントを公表することになっています。これはわれわれが受け取ったコメントに

どのように対応し、それをどう評価し、どのように対応したのかについて記述したもので、フィードバック・ステートメントを結論の背景とは別に出すことによって基準設定の透明性をより高くすることを求めるものです。このような政治的な動きがずいぶん高まっています。

さらに、IOSCO の会議が 11 月 7 日、8 日と日本であったときに、米国証券取引委員会 (SEC) と EC と日本の金融庁が 3 者連名で、評議員会が IASB のボードメンバーなどを選ぶ時に、もう少し規制当局の関与を強化した方がいいという目的で、モニタリング・ボディーというようなものを作って、最終的には評議員の選任に規制当局が拒否権を行使できるような仕組みを、規制当局が気に入らない人は拒否できるような、介入というところちょっと言葉が悪いですけども、そういうような形で影響力を行使しようということが提案されております。評議員の選任を左右することによって、最終的には IASB の意思決定ないしはボードメンバーの選任に政治的な影響力を行使したいということだろうと思えますが、そのような形でずいぶん政治的な動きが起こっています。特に IASCF の定款では 5 年に 1 回組織の見直しをすることになっておりまして、今回の見直しの際には、今申し上げたようなことが大きなテーマとなってくるだろうと思えます。

IASB の 14 名のボードメンバーについては、2 人が非常勤で 12 人が常勤ということはお存知のとおりで、1 回目の組織改正で、最終基準や公開草案の承認のための議決要件が、当初過半数の 8 名以上の賛成だったものが 9 名に強化されています。これは主として、もともと IASB ができたときには、国際会計基準委員会 (IASC) の反省から、IASC

の時には 3 分の 2 の承認がないと基準にならなかったわけですけども、それをもっと少ない過半数で基準が作れるようにということで基準の迅速化が図られたわけです。しかし、その後の見直しで、やはり少し敷居を高くした方がいいということで現在 9 名ということになっています。それで 14 名のうち現在 1 人欠員となっております、別にドイツに枠があるわけではないですが、ドイツの産業界から期待されている方が最後のところで辞退されましたので、もう 1 回やり直しとなっています。

それから SAC は 40 名ほどのメンバーで、現在、日本からは、日立製作所の八木さんと早稲田大学の辻山先生が 2001 年以来メンバーを務めていらっやっています。ただ、SAC の役割とか SAC が果たすべき機能についてはいろいろ議論があって、今回の組織の見直しの際には、この組織のあり方について抜本的に見直される可能性があります。それから IFRIC、解釈指針を出す機関ですけども、その役割としては、文言をめぐる疑問が生じた時の解釈を行うこと、そして、IFRS に規定がない会計上の問題が生じた場合には、限られた範囲で基準の設定ができるという 2 つがあります。後者の典型がサービス・コンセッションで、民営化が行われる際にその業務を行う企業 (オペレーター) の会計処理をどうするかという基準が IFRIC で作られています。IFRIC をめぐっては、IFRIC というのは解釈指針を作る組織なので、IFRIC のメンバーは IFRS を採用している国から選ぶべきで、採用していない国から選ぶべきではないということが EC からたびたび指摘されています。そこでのターゲットは日本で、日本は IFRS を採用していないので、参加すべきではないという圧力にさ

らされています。

## IASB と FASB を中心とするコンバージェンス

次に4頁について会計基準統合の動きについてお話しします。IASB と FASB を中心としたコンバージェンスというタイトルにありますように、現在、世界の会計基準を作る役割を担っているのは、IASB と FASB だけだと言えると思います。それは、北米市場では米国基準が使われていますし、北米以外では国連加盟国が192か国あるうち100か国以上がすでにIFRSを採用しています。そういう流れを見ると世界の基準というのは2大基準、米国基準とIFRSの2つがどういう形で統合化していくのか、どういう形でこの2者のあり方が考えられるのかということが中心課題になってきます。残念ながらその枠組みの中に日本基準をどうするのかということは視野に入っていません。それから後ほど申し上げますが、米国が2007年11月15日にIASBが作成したIFRSに基づく財務諸表を外国企業が使ってアメリカ市場に登録(ファイル)する場合にはそれを認めるという規則改正を承認しましたが、日本基準がIFRSに続いてアメリカで相互承認という形で認められる可能性については、私の個人的見解としては皆無だと思っています。IASBの中では、設立当初からFASBとのあり方をどうしようかということがずっと議論されておりまして、最初にノーウォーク合意に達しました。2002年9月時点でIASBとFASBが合意したのは、両者が仲良くやっけていきましょう、両者がお互いのいいところを補い合いながら会計基準を作っていくましようということ、ノーウォーク合意の中身そのものについてはあまり細かく申し上げま

せんが、レジュメの(b)というところで、2005年1月1日時点で残っている会計基準の差異を両者の作業計画を調整することにより、FASBとIASBは未来永劫にわたってといってもいいと思いますが、差異をなくす努力を続けていきたいと思いますということでした。FASBの戦略は、後述するように2007年春頃からずいぶん大きく変わっておりますが、当初はこういうスタンスであったということをもまざり理解いただきたいと思います。

それでここには直接書いておりませんが、IASBと他の会計基準設定主体との関係を見ておきたいと思っています。EUでは、2005年1月からIFRSが強制適用されていますが、それに移行するという決定が2002年6月に行われ、そのあたりからEUの中で移行に向けて進み出しました。このようにIASBの組織化が検討されていた2000年とか2001年の段階では、EUがIFRSに対してどういうふうに向き合うかということはまだはっきりしていませんでした。したがって、IASBができた2001年には、会計基準のコンバージェンスを促進するための仕組みとしてリエゾン国という概念がありました。今はもうありませんが……。アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、イギリス、オーストラリア・ニュージーランド、日本という8か国が、独立性を保ちながらIFRSと同じ基準を自国基準として導入することができれば、国際的な会計基準の統合化が実質的にできる、それがIASBができた当初に考えられていたコンバージェンスの姿でした。しかし、EUが2005年にIFRSを採用することにし、オーストラリアやニュージーランドも追随するという形で、IFRSの利用の拡大が進んで、もうリエゾン国の会計基準の統合によるコンバージェンスの実現という概念はいらないと

されました。その中で IASB と FASB との間で基準を一緒に作ることで世界の基準の統合化ができるという枠組みが次第にはっきりしてきました。

次にロードマップについてお話しします。2005 年の 4 月に SEC の委員長と EC のコミッショナーが会議をしまして、それで SEC の主任会計士が作ったロードマップといわれる提案を支持するということが 2005 年の 4 月に決めています。そのロードマップというのが、今回の 11 月 15 日の SEC による外国企業の IASB による IFRS に基づく財務諸表の受け入れと、後ほど申し上げますけれども、コンセプト・リリースという形で米国企業にも IFRS の選択適用を認めてもいいのではないかとこのところにつながっていく重要な提案です。そのロードマップの中では、2 つ重要なことがいわれています。1 つは、遅くとも 2009 年までに IFRS に基づく財務諸表と米国基準との差異調整表を廃止する用意があるというものです。2009 年までとされていたものが、2007 年の 11 月 15 日に早めて決定され、しかも、2007 年 11 月 16 日以降終了する事業年度の IFRS に基づく財務諸表から外国企業については差異調整表は廃止するということになりました。彼らが約束していたよりも 2 年近く早く実現しています。この背景には、ヨーロッパの企業がサーベインズ・オックスリー法 (SOX 法) が厳しいので、少しずつ US 市場から出ていっているというようなこともあると思われませんが、しかし、前倒しで決定をしている点は重要なメッセージです。第 2 点目は、この間にノーウオーク合意に基づいて FASB と IASB が両者の会計基準をよりいっそう統合するような努力をすべきだということがロードマップで求められていたことです。

## MOU

次に Memorandum of Understanding (MOU) について触れます。これは 2006 年 2 月に公表されておりまして、2008 年までに IASB と FASB が達成すべき会計基準統合化の目標を短期項目と長期項目の 2 つに分けて具体的に示しています。MOU というのは、そういう意味ではもともとベースにあるノーウオーク合意、つまり未来永劫にわたって IASB と FASB の基準の統合化を図っていくという約束の下に、SEC が求めている差異調整表をやめるための条件をクリアするために、その中からいくつかの項目をピックアップして、2008 年までに達成すべき目標を示したという性格を持っています。MOU は、短期項目と長期項目に分かれており、短期項目ははっきりした原則があって、短期統合化項目では、同一項目を取り扱う両者の会計基準に差異がある場合、そのうちどちらか後に完成した会計基準の方がより品質が高いとの前提をおいて、そちらにもう一方の会計基準を合わせることを原則として作業が行われています。ただし、両者の基準が共に改訂が必要と思われる場合には、共同して新たな取り扱いを検討することもあります。具体的にレジユメの右側にある、IASB の行うべき事項の中で、たとえば IAS 23 号がありますが、適格資産 (意図した使用または販売が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産) に直接絡む借入費用を原価算入するという方法と発生した期間の費用とする 2 つの選択肢を認めていましたが、アメリカの基準では原価算入だけで、アメリカの基準の方が後にできたので、IASB がアメリカの基準に合わせる。つまり、費用処理をやめてすべて原

価算入するという基準について最近改正しました。一番下のセグメント情報に関するIFRS 8号では、アメリカの基準のマネジメント・アプローチを取り入れて、それまでのIAS 14号を大きく変えました。これについては皆さんご存知のように、ECが大反対していて、11月にやっとヨーロッパ議会が承認しましたが、ECの承認プロセスでは、IFRSはヨーロッパの法律になるので議会の承認が必要となっています。議会の当初のセグメント情報に対する反応というのは、アメリカ基準の考え方をそのままヨーロッパに適用しようという鵜呑みの考え方は受け入れられない、アメリカ基準は嫌いである。したがって、これを認めるわけにはいかないというものでした。このようにヨーロッパの政治にIASBが振り回されざるを得ない状況になっています。これは望ましいことではないのですが、対応せざるを得ない現実です。

ジョイント・ベンチャーについては、比例連結と持分法と両方認めていますけれども、比例連結をやめるという方向で、それと同時にジョイント・ベンチャーの概念を大きく変える提案を含んだものを公開草案9号(ED9)として公表していますので、興味のある方はご覧ください。

一方、FASBでは、公正価値オプション、金融商品の評価にあたってたとえば売却可能(available-for-sale)金融資産だとか、時価評価しても損益として損益計算書(PL)で認識していないものをPLで認識してもいいというオプションをIAS 39号はもっていますが、それを米国基準に入れるための基準改正をしました。さらに、投資不動産については、IAS 40号が原価モデルと公正価値モデルの2つの選択肢を許容していますが、その公正価値モデルをアメリカに入れるために

公正価値オプションの第2弾として、投資不動産の会計基準をアメリカに入れるための努力をしています。このようにそれぞれ努力しています。法人所得税については、両者の基準があまりいい基準ではないので両者でよいものを作ろうということで、2008年の第1か第2四半期に公開草案を出す予定にしています。このようにかなり時間をかけて両者の会計基準を合わせる努力をしています。

次に6頁でその他の統合項目という長期項目が議題になっているものとリサーチ項目で11項目ありますが、このうち企業結合についてはもう承認は終わっていますので、あとは公表を待つだけです。それ以外の連結、公正価値測定以下のものについては、レジユメの右側に書いてある2008年までに達成すべき事項が行われれば、ロードマップの条件は満たしたということになります。その条件というのは、たとえば連結の場合ですと、高い優先度のある項目として統合化基準の完成を目指した作業に着手するとなっていますが、もうすでに着手していますので、これは満たしている。それから右の頁のリースを見ていただくと、潜在的議題としての範囲とタイミングに関する検討および決定となっていますが、すでにリースは議題に取り上げましたので、これももう満たしている。このように2008年までに達成すべき中身というのは、ハードルはあまり高くない。したがって、かなりのものに達成できるめどがついています。ただし、めどといっても、たとえば公正価値測定というのは、討議資料をIASBとして公表し、コメントを締め切ったばかりですので、公開草案は2009年にならないとたぶん公表されません。したがって、プロジェクトの完成というのはかなり先になりますが、2008年に達成すべき目標として掲げられた

事項は、完成しそうだということになります。以上、中身については時間があれば戻ってきてお話しすることができると思いますが、今はもう少し全体の流れのお話しをさせていただいた方がいいかと思しますので、次に進みます。

## 最近の SEC の動向

7頁の(4)最近のSECの動向、ここからが一番のメインということになります。SECは、IFRSに基づいて作成された財務諸表に対して現在米国で求めている米国会計基準との間の差異調整表の作成を2007年11月16日以降終了する事業年度から廃止することを決定しました。これは11月15日のことでした。また、米国の上場企業に対しても、米国会計基準とIFRSとの選択適用を認めるかどうかの検討を始めています。ちょっと余談になりますけれども、11月15日のIASBの様子をご紹介します。われわれはロンドンで定例のボード・ミーティングを行っていました。SECの会議は、ニューヨーク時間の10時から12時までで、時差があるので、われわれが午後5時に終わった時点で彼らも12時でちょうど会議が終わったところでした。それでSECのホームページでビデオが見られますので、IASBのボードの大きなスクリーンにそのビデオを映して議論の最初から最後の承認するということまで、全部で45分か50分くらいあったと思いますが、ボードメンバー全員で見ました。コミッショナーが意見を述べて質疑を行い、最終的には外国企業のIFRSに基づく財務諸表に対する差異調整表を廃止するということを決定しました。その瞬間は大拍手でその日の夜はシャンパンをあけてお祝いしました。それほど

IASBにとっても非常に重要な決定でした。重要なことはIASBが作成したIFRSのみが差異調整表の作成免除の対象となるということです。ヨーロッパ・バージョンには適用されません。しかも、最後のプレス・リリースでは落ちていましたけれども、7月に公表されたプレス・リリースでは、IASBが作成した英語バージョンのIFRSとなっていて、それ以外のバージョンではないといっていたくらいに厳密にわれわれのものをリファードしています。ECにとっては、これは非常に不幸です。現在、ヨーロッパが採用しているIFRSは、IAS 39号のヘッジ会計に関連してカーブアウトといわれるように一部採用していません。EUではIFRSに新しい取扱いを追加することはできませんが、IFRSの規定の一部を採用しないことはできるようになっていまして、当時、シラク大統領がECの委員長に手紙を書いたということで話題になったので皆様ご記憶だと思いますが、そういうカーブアウトを含んでいます。したがって、ヨーロッパの企業は、差異調整表が必要になります。聞くとところによると、実際にヨーロッパ・バージョンのIFRSで上場している企業は2社だと、INGともう1社、この2社には2年間はヨーロッパ・バージョンを認めるという経過措置が適用されるとのことです。しかし、その後は認めないということになります。SECの側からいえば、立場は明快で、IASBの作っているIFRSは、彼らは常にモニターしていますから、その質はわかりますが、どこかの国のバージョンのIFRSだとどのような中身になっているかわからないので、そのようなものは受け入れることはできないということは当然のことだと思います。そういうようなことを議論の上、SECとしてはIASBの作成するIFRSのみを認

めるという決定をしたということです。ロードマップに2005年4月に合意し、その後SECはロードマップに基づいて作業を進めてきて、2007年7月に具体的な規則案の提案をしてコメントを求めるところまで約2年強で来ているというスピード感については皆さんよくご理解いただきたいと思います。2007年7月にSECは、SECに登録する外国企業の財務報告にIFRSを用いることを許容するための規則の変更案を公表しました。75日間のコメント期間でした。後ほど申し上げますが、そのコメントの1つとして、FASBと財務会計財団（FAF）から出されたコメントが非常に示唆に富んでいますので後ほどご紹介いたします。

レジュメの②として、外国企業に米国会計基準またはIFRSの選択を認めることその他、米国企業にも外国企業と同様の取り扱いを認めるべきか、すなわち、米国企業にもIFRSを用いる選択肢を認めるべきかに関するコンセプト・リリースをSECは、2007年8月に出しています。問われているのは、米国企業には米国基準だけ、外国企業にはIFRSと米国基準という選択肢を与えるということでのいいのかということです。すなわち、米国企業にもIFRSという選択肢を当然与えてもいいのではないかとということです。ロジカルには、内国民と外国企業との対等な扱いをするという意味では当然の質問ではありますが、それを質問したということは素晴らしい決断だと思います。もっとも米国企業にとって見れば、特にマルチナショナルな米国企業にとっては、ヨーロッパに子会社があり、アジアにも、世界中に子会社があるとすれば、現在は上場企業にだけIFRSが適用されていたり、場合によっては、アフリカとか一部の国は、上場企業のみならず、企業すべてに

IFRSを適用するというような事態になっていますので、米国企業の子会社の財務諸表がIFRSに近い概念で作成されることになりますと、親会社のためにすべて米国基準に変えるというコストが結構かかることもあり得るわけです。親会社がIFRSを採用すれば調整しなくてもいいことになり、米国企業には、IFRSを採用したいというニーズはあるといわれております。それは、日本でも同じ状況ではないかと思えます。日本でも東南アジアに子会社をたくさんもっているところで、それらの国がIFRSを適用しているような場合には、日本基準に変えるためのコストは結構かかるだろうと思えます。日本でも大企業の経理の方は、IFRSの知識がないと連結財務諸表を適切に作成する際に支障をきたすこともあるというように聞いています。そうなってくると日本基準になぜわざわざ変えなければいけないのか。実務対応報告第18号の中でのれんについては、IFRSや米国基準ではのれんの償却はしませんが、日本基準ではのれんを最長20年にわたって償却するわけで、連結子会社は在外子会社ののれんも償却をしなければならないとされています。日本基準にコンバートするための作業は結構ばかにならない。それで日本基準の財務諸表を作って海外に訳してもって行って、アメリカやヨーロッパの人に説明する時には、IFRSではのれんの償却をしませんので、のれんの償却の数字を除外して比較するようにしなければなりません。そうすると、何のための日本基準なのかなということにもなりかねません。いずれにしても企業にとっての作成コストの低減、それから企業活動がグローバル化している中で、本当に1つの財務諸表作成基準が必要だということがこれらの動きの根底にあるものだと理解しています。

レジュメの③ですけれども SEC が何をしたかという、(a) として、米国市場で受け入れることを検討している IFRS は、IASB が作成した IFRS のみであることを明確にしました。それからコンセプト・リリースに関しては 12 月 13 日と 17 日に円卓会議を開催するということが公表されています。したがってアメリカ企業に IFRS の採用の選択肢を認めるという話は思ったほど先の話でもない。もともと SEC の 2007 年 11 月の決定というのは、当初 2005 年の時点で遅くとも 2009 年までとっていたのを 2 年も前倒して実施しているわけで、このアメリカ企業に対する選択肢の導入は、われわれが予想している以上に早いかもしれません。そういうことを予想しておかなければいけないだろうと思います。ですから今回の SEC の決定には相当強いインパクトがあります。

## FASB の最近の動向

次に 8 頁にいただいで、最近の FASB がどういうことを考えているかを端的に読み取れるものに、先ほども申し上げました、SEC 宛に FASB が出したコメントがあります。この原文は、FASB のホームページから入手できます。これからご紹介する 4 点も最初の 2、3 頁からとってきたものです。以下、レジュメの該当部分を読み上げます。

まず 1 つは、すべての米国企業が、単一のグローバルな会計基準設定主体によって作成される会計基準を財務報告の基礎として用いることによって、投資家はよりよい情報の提供を受けることができる。これは改善された IFRS を採用することによって実現することが可能である。米国基準と IFRS の双方を

同時に認めることは、投資家と財務諸表のその他の利用者の混乱を招くことになる。選択肢を認めることは、財務報告システムに全般的な複雑さを加えることになる。第 2 点目は、FASB、SEC およびその他の影響を受ける関係者は、米国の公開企業が IFRS に移行するための経過計画、移行計画または青写真を開発するために協力すべきである。米国には、市場参加者および米国会計基準を用いるその他の米国企業の混乱とコストを最小化するための秩序だった IFRS への移行のための青写真が必要である。青写真では、IFRS への移行を完成させる期日（中間段階の達成すべき目標も示して）を明示すべきである。青写真では、米国公開企業が IFRS へ移行するまでの期間に改善すべき IFRS の内容を識別すべきである。これを達成する最良の方法は、IASB と FASB が引き続き共通の会計基準を開発することであると信じる。第 3 点目は、SEC は、IASB を維持し、IASB が高い品質の国際的な会計基準を設定する独立したグローバルな団体とすることを保証するために必要となる変更を識別し、実行するために国際的な協力を求めるべきである。IASB に潤沢で安定した資金およびスタッフを提供するための確立したメカニズムを作るべきである。IASB が基準を公表した後に各国が行っている別途のレビューおよび承認するためのプロセスを廃止すべきである。このようなプロセスは、単一の高品質の国際的会計基準という目的に合致しない。各国会計基準設定主体は、IFRS ができた後ではなく、IASB のデュー・プロセスの中でその意見を IASB に伝えるべきである。上記 2 点が達成されなければ、米国公開企業が、米国のよく整備された財務報告システムから IFRS に移行する便益は著しく損われるであろう。

以上が、FASBがIFRSの導入を主張している内容です。4番目の主張は、SECは受け入れなかったわけですが、外国プライベート企業に対して、その企業の報告数値と米国会計基準との差異調整表の作成を求めることをやめることは、真に国際的な財務報告システムの継続的な開発に対して重要な意味をもつ困難でかつ微妙な問題である。差異調整表の廃止のタイミングは、次の2つの事象と歩調を合わせるべきである。米国の重要な関係者による青写真の開発およびそれへのコミットメント、および、IASBが高い品質の国際的な会計基準を設定する責任をもつ独立した団体となるために、IASBを強化および維持するために必要な手続を実施することに対する国際的な関係者によるコミットメントができるまで差異調整表の廃止は、IASBが作成したIFRSを適用する企業のみに限るというSECの決定を支持する。

今ずっと読み上げましたが、中身は、明確だと思えます。つまり、FASBは、条件付ながら米国基準を捨てるはっきりいつているわけです。そしてIFRSを採用すべきだと。その理由としては、同一市場で2つの財務諸表があることの混乱を避ける必要がある。真に国際的にハイレベルな会計基準というのは、100か国もIFRSを採用していることを考えればIFRSをベースにすべきだ。ついては、IASBに潤沢な資金を与え、IASBのスタッフを充実すべきだ。さらに、アメリカ国内に関しては、移行のための期日を明示して、その計画を作るべきだといっています。これは革命的な提言だといっても過言ではないと思います。後ほど申し上げますが、東京合意は、日本基準は墨守する。日本基準は捨てない。それで主要な差異を2011年までになくしていくという認識に立っている訳ですが、あの

米国ですら米国基準を投資家のためにならないという観点から考え直そうとしているのと比較しますとスタンスは明確に違います。ただ、自分たちの組織の存続を図りたいという意図かとも思うのですが、今後もIASBとFASBの協議は続けるべきだとか、青写真ができるまでは外国企業に対する差異調整表の廃止は認めるべきではないというロジックも多少見えないことはないのですが、中長期的に見るとFASBは自分たちの基準を捨てることを自ら提案しています。

### その他のコンバージェンスの動向

次の9頁にいていただいて、その他の地域でのコンバージェンスの動向ですが、ここは皆さんご存知なので簡単に済ませます。カナダは2011年から上場企業に対してIFRSを採用する方向で動いています。中国はすでに2006年2月に中国会計基準を大幅に変えて2007年1月からIFRSを適用しています。次に10頁にいていただいて、韓国は2007年3月に、今の韓国基準も1999年から韓国会計基準審議会(KASB)ができてからIFRSに合わせて作ってきたのですが、それを全部捨てて、IFRSの翻訳版を韓国基準にしようということで、それを2011年以降、上場企業に強制適用することになっています。インドも2007年7月に2011年4月1日以降IFRSを導入するといっています。それとここには書いてありませんがブラジルも2010年からIFRSを上場企業に強制適用することにしています。また、金融機関についても、2010年から非上場も含めてIFRSを強制適用する予定です。

## 日本のコンバージェンスへの努力

そういう中で12頁にあっては、日本のコンバージェンスへの努力についてお話ししたいと思います。日本における日本基準とIFRSとのコンバージェンスの流れは、IASBと企業会計基準委員会（ASBJ）とのコンバージェンス・プロジェクトおよび欧州証券規制当局委員会（CESR）による日本基準とIFRSとの同等性評価の2つに分けて考えるとわかりやすいと思います。同等性評価への対応は、2008年の夏くらいまでに最終的なECによる日本基準の評価、つまりECは、すでにIFRSを採用しているので、日本基準に基づいた財務諸表で日本企業がヨーロッパで資金調達しようとする時に、日本基準の財務諸表をそのまま認めるかどうかを決定しようとしています。もし日本基準とIFRSが同等であれば、そのまま認めていいということになりますが、同等でないとなれば、26項目あるといわれている差異について、追加の開示や資料の作成を要求されることとなります。その26項目の差異を今、ASBJは、2008年中になくすための努力をしています。当然、日本基準を維持した上で日本基準とIFRSとの差異をなくしていこうというのが現在続けている努力です。次にコンバージェンスの促進を求める関係者の動向ですが、2006年6月と7月に日本経団連と企業会計審議会からもっとコンバージェンスを加速化するというメッセージが発信されています。

13頁のIASBとASBJとのコンバージェンス・プロジェクトですが、2004年7月にIASBからASBJに対して、日本基準とIFRSとのコンバージェンスを行うためのプロジェクトを行いませんかという提案をして

います。2004年7月という時点では、ヨーロッパがIFRSを採用するということがはっきりし、オーストラリアとニュージーランドも採用することを表明していました。つまり、リエゾン国といわれる国の中でアメリカと日本を除いた国がIFRSを採用するという方向に動いていたわけです。その中で日本はIFRSとのコンバージェンスに関してネガティブなトーンをずっと維持してきたわけで、そういう中で日本を何とか大きな流れの中に取り込むべきだということで、IASBからコンバージェンス・プロジェクトを提案させていただいて、2005年3月の第1回目の会合を始めたわけです。そういう意味では、IASBがコンバージェンス・プロジェクトを自ら働きかけたのは、日本が最初です。その次に働きかけたのが中国であり、インドです。中国やインドはわれわれの呼びかけにすぐ応え、中国は1年以内というスピードでIFRSを採用してしまいました。そういう中で日本は、2005年から4、5回の会合を続けて、今年の3月の時点でも、いつまでにコンバージェンスを終えるのかを明示するような状況ではなく、全体像アプローチで差異の全体像はテーブルの上に置くものの、それらを1つずつ合わせていきましょうというようなことで、一体いつこの作業が終わるのかというのが全く見えない状態でした。その中でIASBのボードメンバーからは、日本とのコンバージェンスの協議をいつまで続けるつもりなのかという指摘が起こるようになってきました。そのような状況下、2007年4月にASBJの委員長が交代されたこともあって、IASBの方から改めて将来のことを考えて、日本とのコンバージェンスのあり方を検討したいというお話を申し上げました。それが最終的には2007年8月にトゥイーディー氏と評議員会

議長のスカウイさんが来た時にコンバージェンスの期日を明示し、それを達成するまでのプロセスを示した東京合意という形に結実しました。その中身は4点からなるわけですが、1つは2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの完成、これは同等性評価の作業を終わるということです。同等性評価の作業は、2008年までに終わらせて、その他のコンバージェンス項目は2011年6月までに完成させる。ここで日本は初めて、日本の会計基準とIFRSとの主要な差異は2011年6月までに取り除くという期日を明示しました。これは画期的なことだと思います。ただし例外があります。これは、2011年までにコンバージェンスを達成できない項目があるという意味です。具体的には、MOU項目に11項目ありましたが、このうちの企業結合は終わったわけですが、それ以外の項目は、IASBの努力にも拘らず、2011年6月までに完成しないものもあるわけです。その完成しないものについては、2011年までに差異の調整はしなくていいというものです。これはASBJから日本では会計基準というのはいったん変えたら再度変更できないという文化があり、このため、現在のIFRSに合わせたとしても、そのIFRSが3、4年後に変わってしまったら、短時間で2回基準を変えなければならない。これは日本の文化に合わないという指摘がありまして、それもそうだということで設けた例外です。これらについては、2011年以降まで差異が調整されなくてもいいが、ただし、IASBとFASBがプロジェクトを完成させたら、その発効日までだいたい1年あるので、その基準の発効日までには日本はコンバージェンスをすするというものです。2011年の6月を越えても、MOUプロジェクトについては日本

基準の差異は残ってしまいますが、IASBとFASBが基準を完成させれば、そこから1年くらいの中に日本基準を合わせていくことになります。そういう意味では、最終的には両基準の主要な差異は解消されることになります。それからIASBとFASBのMOUプロジェクトへ日本がよりいっそう関与できるようにするためのスタッフ・レベルでの定期協議を新設します。今後、日本から今以上のインプットを期待しています。今も年2回東京とロンドンでASBJとIASBの定期協議を行っていますが、これに加えて、テクニカル・ディレクター・レベルでもっと頻繁に意見交換をすることになります。日本に期待している意見というのは、日本の主張を聞きたいわけではなくて、1組の高品質の国際的な会計基準を作るためにどのように改善したらいいかについて、日本から提案をいただきたいということです。ですから日本の主張を認めさせるということではなく、今のIASBやFASBの考え方ではこういう点が足りないとか、こういう点をもう少し検討するともっといい基準になるといった提案を日本からしていただきたいというのがこの合意の非常に重要なポイントです。

それではこの東京合意の目標は、2011年6月ないしはMOUの基準が完成した時点で終わりかという、私はそうではないと理解しています。プレス・リリースではそこまで述べていませんが、コンバージェンスというのは永久に両基準に主要な差異のない状態を続けていくわけですから、日本が日本基準を持ち続けている以上、日本基準とIFRSとの差異が起これば、つまり、IASBとFASBが基準を変えれば、当然、日本は、それが主要な差異であれば日本基準を改訂するという努力を続けていくということになる

と思います。

2011年6月になった時点で、日本基準とIFRSの主要な差異がほとんどなくなります。そうなればなぜ日本基準を保持し続けて行く必要があるのかという疑問が出てきます。ASBJの会議では、IASBの基準に合わせるための検討が行われていますが、最終的に差異を詰めていくデュール・プロセスではありますが、もう差異があつて、ある意味では詰めなければならないことがわかっているのに、その差異がなぜ生じて、どうしてそれを解消しなければいけないかということを手際よく検討されていて、それ自身は必要なプロセスですが、限られた資源の有効な使い方なのかどうか疑問が生じます。差異を解消すべき論点に多くの資源を使うより、これから基準を作っていく11項目にもっと資源を割くべきであろうと思います。今日の話からもわかりいただけるように、自国基準を保持し続けることを前提としているのは、主要国ではもう日本だけになりました。そういう中で日本が今後とも日本基準をもち続けていくメリットはどこにあるのか。ASBJのランニング・コストも相当の金額にのぼるとすると、それが日本の上場企業や日本公認会計士協会といった関係者の負担になっていることを考え合わせますと、そのへんも含めて現在の方針でいいのかということを実際に考えなければいけない時期に来ていると思います。あと

15頁で米国市場での日本基準の受け入れの可能性については、先程も申し上げましたけれども、私は皆無だと思っています。規制当局としての日米欧の3極というのは間違いなく成り立つと思いますけれども、会計基準に関しては日本が第3極、ないしは、日本基準が今後、米国市場で認められるという可能性はほとんどないと思います。これだけ世界が変わってきている現状をしっかりと見据えて、日本としての会計戦略を練り直さなければ、IFRSにネガティブな国という世界の認識を変えることはむずかしいでしょう。また、日本からボードメンバー2人という悲願があるわけですが、今の状況では、ネガティブな国から2人がどうして必要なのかというような反応を世界から受けるような状況であり、悲願の達成はなかなかむずかしいと言わざるを得ません。やはりこれまでのいろいろな歴史や経緯はありますが、それを抜本的に見直して、白紙になって考えて見ないといけないような状況に日本は立っているのだと私は考えています。ご批判はいろいろとあるかと思いますが、今日の講演をきっかけに日本の会計基準のあり方を考えていただければと強く思っています。ちょうど時間となりましたので、ここでお話を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。